

財関第703号  
平成21年6月30日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

税関局長 藤岡博

### 税関様式関係通達等の一部改正について

財務省組織規則の一部を改正する省令（平成21年財務省令第50号）の施行等に伴い、税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）等の一部を下記のとおり改正し、平成21年7月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 税関様式関係通達の税関様式C第1005号を別紙1のように改める。

第2 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 税関官署の開庁時間について（平成20年3月31日財関第348号）の一部を次のように改正する。

名古屋税関における税関官署の開庁時間について中「金城埠頭出張所」を削る。

長崎税関における税関官署の開庁時間についてを別紙3のように改める。